

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2021年度税制改正大綱～法人税関連～

2021年度税制改正大綱が公表されました。法人税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

制度	改正内容	
DX投資促進税制の創設	対象・要件	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告法人 産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)につき認定を受ける 事業適応設備（デジタル関連投資）の取得等をし、事業供用する
	取扱 (選択適用)	<ul style="list-style-type: none"> 特別償却：取得価額×30% 税額控除：取得価額×3%(第三者とのデータ連携に関するものは5%) ※控除税額の上限は当期の法人税額の20%
	対象期間	産業競争力強化法の改正法施行日から2023年3月31日までの間
	摘要	<ul style="list-style-type: none"> 対象資産は、事業適応設備となるソフトウェア、繰延資産、機械装置、器具備品 対象資産の取得価額等のうち300億円を限度
研究開発税制の見直し	総額型	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除率の見直し 控除率の下限を2%に引き下げ(現行6%)、上限を14%とする特例の適用期限を2年延長 控除率： <ul style="list-style-type: none"> (イ)増減試験研究費割合>9.4%の場合 $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (ロ)増減試験研究費割合\leq9.4%の場合 $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ <ul style="list-style-type: none"> 試験研究費割合>10%の場合、上記控除率\times(試験研究費割合$-$10%)\times0.5(上限10%)を上乗せ(中小企業技術基盤強化税制も同じ)
	中小企業技術基盤強化税制	<ul style="list-style-type: none"> 税額控除率の見直し 控除率： <ul style="list-style-type: none"> (イ)増減試験研究費割合>9.4%の場合 $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (ロ)増減試験研究費割合\leq9.4%の場合 12% <ul style="list-style-type: none"> 上乗せ措置は総額型と同じ
	特別試験研究費	対象範囲と要件の追加： <ul style="list-style-type: none"> 共同研究・委託研究の相手方に国立研究開発法人・国公立大学等の外部化法人、人文系の研究機関が追加 特定中小企業者等への委託研究は、①委託業務が委託先で試験研究に該当する、②委託契約等において、委託試験研究の成果を委託法人が取得することを定める等の要件を満たすものに限定
	対象費用の定義見直し	研究開発税制の対象となる試験研究費に、クラウド環境で提供するソフトウェアなど、自社利用ソフトウェアの制作に要した試験研究費が追加される

お見逃しなく！

2021年4月1日以後提出の国税関係書類の押印義務につき

(1)担保提供関係書類等のうち実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

(2)相続税等の特例における添付書類で財産の分割協議に関する書類

を除き廃止されます。地方税関係書類の押印義務についても国税と同様に廃止予定です。